

生食発0601第5号
平成28年6月1日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部長
(公 印 省 略)

と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行について

本日、と畜場法施行規則の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第105号）が施行され、その概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺漏なきよう取り計らわれない。

記

第1 改正の概要

BSE対策を開始して10年以上が経過し、国内外のBSEリスクが低下してきた。こうした状況を踏まえ、食品安全委員会の評価に基づき、と畜場において、めん羊及び山羊について除去、焼却等により衛生上支障のないように処理することを義務付ける部分の取扱いについて改正するものである。

第2 改正の内容

と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）別表第一に掲げる除去、焼却等により衛生上支障のないように処理することを義務付けられている部分のうち、めん羊及び山羊については、全月齢の脾臓及び回腸並びに月齢が12月を超えるものの頭部（舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄とする。なお、頭部には扁桃が含まれる。

第3 施行期日

平成28年6月1日施行。

第4 運用上の注意

- 1 12月を超えるめん羊及び山羊を歯列の確認により判断する際は、従前のとおり第2後臼歯（上顎及び下顎）の萌出を指標とすること。
- 2 と畜場におけるめん羊及び山羊のスクリーニング検査等については、伝達性海綿状脳症検査実施要領の改正について（平成28年6月1日付け生食発0601第10号）により改正された牛海綿状脳症に関する検査の実施について（平成13年10月16日付け食発第307号別添）によること。